

新旧対照表

【ラッシュ船に積載されて輸出入されるバージの通関手続について（昭和 46 年 8 月 21 日蔵関第 1640 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>ラッシュ (LASH=LIGHTER ABOARD SHIP) 船に積載して輸出入するラッシュバージ (以下「バージ」という。) についての通関手続を下記のとおり定めたので、昭和 46 年 8 月 21 日から当分の間、これにより処理されたい。</p> <p>記</p> <p>再輸出することを条件として一時的に輸入されるバージについては、関税率法 (明治 43 年法律第 54 号。以下「定率法」という。) 第 17 条第 1 項第 2 号又は第 3 号の規定による再輸出免税扱いすることとし、その具体的な輸入及び輸出の手続は、次による。</p> <p>1 輸入の際の通関手続</p> <p>(1)及び(2) (省略)</p> <p>(3) 輸入申告書の記載要領</p> <p>別紙様式を輸入申告書として使用する場合の記載要領は、次による。この場合、輸入申告書中上段の提出に係る事項の記載は要しない。</p> <p>なお、再輸出の際、輸出されたことの確認を容易にするため、輸入申告は、原則として 1 バージ 1 申告とするものとするが、輸入されるバージについてあらかじめ輸出の際のラッシュ母船への積込みが同時に行われることが明らかなものについては、当該同時に積み込まれるバージを 1 申告書に記載させて差し支えない (この場合において、免税適用条項が異なる場合は、免税適用条項ごとに欄を分けて記載されること)。</p> <p>イ～ヘ (省略)</p> <p>ト 関税額 関税額の下に免税額を<u>かつこ</u>書で記載させる。</p> <p>チ～ヌ (省略)</p> <p>(4) 輸入申告の時期</p> <p>バージの輸入手続は、前記(2)により本船扱いで行われるが、輸入申告は、<u>関税法第 67 条の 2 第 3 項</u>の規定により当該バージに係る積荷に関する事項が税関に報告された後に行わせることとなるので留意する。</p> <p>なお、他の貨物の積卸し等のためバージの船卸しを急ぐ場合には、あらかじめ輸入申告書を提出させ事前審査を行うこととして差し支えない。</p> <p>(5)～(8) (省略)</p> <p>2 輸出の際の通関手続</p> <p>(1) 輸出申告</p> <p>関税令第 58 条の規定による輸出の申告及び定率令第 39 条の規定による輸出の手続は、前記 1 の(5)により交付した輸入許可書 (輸出許可書用) 及び当該許可書と同一の内容を記載させた別紙様式による輸出申告書</p>	<p>ラッシュ (LASH=LIGHTER ABOARD SHIP) 船に積載して輸出入するラッシュバージ (以下「バージ」という。) についての通関手続を下記のとおり定めたので、昭和 46 年 8 月 21 日から当分の間、これにより処理されたい。</p> <p>記</p> <p>再輸出することを条件として一時的に輸入されるバージについては、関税率法 (明治 43 年法律第 54 号。以下「定率法」という。) 第 17 条第 1 項第 2 号又は第 3 号の規定による再輸出免税扱いすることとし、その具体的な輸入及び輸出の手続は、次による。</p> <p>1 輸入の際の通関手続</p> <p>(1)及び(2) (同左)</p> <p>(3) 輸入申告書の記載要領</p> <p>別紙様式を輸入申告書として使用する場合の記載要領は、次による。この場合、輸入申告書中上段の提出に係る事項の記載は要しない。</p> <p>なお、再輸出の際、輸出されたことの確認を容易にするため、輸入申告は、原則として 1 バージ 1 申告とするものとするが、輸入されるバージについてあらかじめ輸出の際のラッシュ母船への積込みが同時に行われることが明らかなものについては、当該同時に積み込まれるバージを 1 申告書に記載させて差し支えない (この場合において、免税適用条項が異なる場合は、免税適用条項ごとに欄を分けて記載されること)。</p> <p>イ～ヘ (同左)</p> <p>ト 関税額 関税額の下に免税額を<u>かつこ</u>書で記載させる。</p> <p>チ～ヌ (同左)</p> <p>(4) 輸入申告の時期</p> <p>バージの輸入手続は、前記(2)により本船扱いで行われるが、輸入申告は、<u>関税法第 67 条の 2 第 2 項</u>の規定により当該バージに係る積荷<u>目録</u>が税関に提出された後に行わせることとなるので留意する。</p> <p>なお、他の貨物の積卸し等のためバージの船卸しを急ぐ場合には、あらかじめ輸入申告書を提出させ事前審査を行うこととして差し支えない。</p> <p>(5)～(8) (同左)</p> <p>2 輸出の際の通関手続</p> <p>(1) 輸出申告</p> <p>関税令第 58 条の規定による輸出の申告及び定率令第 39 条の規定による輸出の手続は、前記 1 の(5)により交付した輸入許可書 (輸出許可書用) 及び当該許可書と同一の内容を記載させた別紙様式による輸出申告書</p>

新旧対照表

【ラッシュ船に積載されて輸出入されるバージの通関手続について（昭和 46 年 8 月 21 日蔵関第 1640 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(原本用) を提出させて行わせることとする。</p> <p>この場合、仕入書の提出は、関税令第 60 条第 2 項の規定により必要とされないので留意する。</p> <p>なお、1 輸入申告で輸入された複数のバージが、やむを得ない事情により分割して輸出されることとなつた場合には、上記の輸入許可書（輸出許可書用）及び当該分割輸出されるバージに係る輸出申告書（原本用）を提出させて輸出申告を行わせる。</p>	<p>(原本用) を提出させて行わせることとする。</p> <p>この場合、仕入書の提出は、関税令第 60 条第 2 項の規定により必要とされないので留意する。</p> <p>なお、1 輸入申告で輸入された複数のバージが、やむを得ない事情により分割して輸出されることとなつた場合には、上記の輸入許可書（輸出許可書用）及び当該分割輸出されるバージに係る輸出申告書（原本用）を提出させて輸出申告を行わせる。</p>
<p>(2) 輸出の本船扱い</p> <p>前記(1)の輸出手続は、関税法第 67 条の 3 第 2 項に規定する本船扱いによることとする。</p>	<p>(2) 輸出の本船扱い</p> <p>前記(1)の輸出手続は、関税令第 59 条の 4 第 1 項第 1 号に規定する本船扱いによることとする。</p>
<p>この場合、本船扱いの承認申請手続及び承認の取扱いは、上記 1 の(2)を準用する。</p>	<p>この場合、本船扱いの承認申請手続及び承認の取扱いは、上記 1 の(2)を準用する。</p>
<p>なお、本船扱いの承認申請手続は、バージをラッシュ母船に積み込む前に行わせること。</p>	<p>なお、本船扱いの承認申請手続は、バージをラッシュ母船に積み込む前に行わせること。</p>
<p>(3) (省略)</p>	<p>(3) (同左)</p>
<p>(4) 輸出申告の時期</p> <p>当該バージの輸出手続が、前記(2)により本船扱いで行われることから、バージのラッシュ母船への積込みが完了する前であっても、輸出申告書を提出することができる。</p>	<p>(4) 輸出申告の時期</p> <p>当該バージの輸出手続が、前記(2)により本船扱いで行われることから、原則として、バージのラッシュ母船への積込みが完了した後、輸出申告を行わせることとするが、輸出申告書が本船扱承認申請書と兼用されているため、あらかじめ輸出申告書が提出されることとなるので、その際輸出申告書の事前審査も兼ねて行うこととして差し支えない。</p>
<p>(5) 輸出の許可</p> <p>輸出の許可は、バージのラッシュ母船への積込みが完了した後に行うものとし、輸出を許可したときは、前記(1)により提出された輸出申告書（許可書用）の輸出許可印欄に許可印を押なつした上、これを申告者に交付し、輸出申告書（原本用）に輸出許可年月日を記載する。</p>	<p>(5) 輸出の許可</p> <p>輸出を許可したときは、前記(1)により提出された輸出申告書（許可書用）の輸出許可印欄に許可印を押なつした上、これを申告者に交付し、輸出申告書（原本用）に輸出許可年月日を記載する。</p>
<p>ただし、前記(1)のなお書に係る輸入許可書（輸出許可書用）については、輸入許可の際の記載されたバージがすべて輸出されたときに上記の処理を行うこととする。</p>	<p>ただし、前記(1)のなお書に係る輸入許可書（輸出許可書用）については、輸入許可の際の記載されたバージがすべて輸出されたときに上記の処理を行うこととする。</p>
<p>なお、分割輸出されるバージについては、当該輸入許可書に再輸出された旨を裏書する等により処理して便宜当該バージの輸出許可書として申告者に交付する。</p>	<p>なお、分割輸出されるバージについては、当該輸入許可書に再輸出された旨を裏書する等により処理して便宜当該バージの輸出許可書として申告者に交付する。</p>
<p>(6)～(8) (省略)</p>	<p>(6)～(8) (同左)</p>